

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 7 号	三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市 民 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  情報化通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による個人番号の通知カードの廃止に伴い三田市手数料条例を、上記法改正に関連した引用省令の題名変更に伴い三田市印鑑条例を、それぞれ改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 三田市手数料条例の別表に規定する手数料のうち、通知カードの再交付手数料を削除する。</li> <li>2 引用する省令の題名が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改まったことから、三田市印鑑条例における引用箇所を改める。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>